

11 特別な状況での欠席について

◆出席停止になる場合は？

- ・病気で学校を休む場合、その病気によっては「出席停止」といって、欠席扱いにならない場合があります。医師の診断に基づきます（診断書は不要）ので、わかり次第学校にお知らせください。

【主なめやすとして】

インフルエンザ、新型コロナウイルス・・・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで

百日咳・・・・・・・・・・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで

麻疹（はしか）・・・・・・・・・・解熱した後3日を経過するまで

風疹（三日ばしか）・・・・・・・・・・発疹が消失するまで

水痘（水ぼうそう）・・・・・・・・・・すべての発疹が痂皮化するまで

咽頭結膜熱（プール熱）・・・・・・・・・・主要症状が消退した後2日を経過するまで

流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・・・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで



結核

腸管出血性大腸菌感染症

流行性角結膜炎

急性出血性角結膜炎

その他の感染症

学校医、その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで

手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎
ヘルパンギーナ(流行性の夏かぜ)、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症
感染性胃腸炎(ノロウイルス)

◆忌引きについては？

- ・親戚にご不幸があったとき、それに関連する欠席については出席簿上で忌引き扱いになる(学校を休んでも欠席にならない)場合があります。ただし、児童・生徒と亡くなった方との続柄によって、忌引きになる日数が原則以下のように異なります。(遠距離の場合は、往復の日数も加えることができます)

父母・・・・・・・・7日以内	祖父母・・・・・・・・3日以内	曾祖父母・・・1日以内
兄弟姉妹・・・3日以内	おじ・おば・・・1日以内	

◆入学試験などの場合は？

- ・入学（就職）試験や体験入学に要する日、平日開催の技能検定や各種大会に要する日、県外で受験する場合に要する日は、「欠席」扱いとなりません。

◆ラーケーションの日は？

- ・原則、1週間前までに、ラーケーションカードの提出をお願いします。「出席停止」扱いになります。
- ・3日取得できます。(1日単位)
- ・学校行事、テスト期間などラーケーションを取れない場合もありますので、ご相談ください。